

理事報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人福島県看護協会（以下「本会」という。）の理事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、理事とは、常勤及び非常勤の理事をいう。

2 常勤理事とは、代表理事及び業務執行理事をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

(報酬の種類及び通勤手当等)

第3条 理事報酬は、常勤理事にあつては本給、役職手当、期末手当及び退職慰労金とし、非常勤理事については、非常勤理事報酬とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当及び住居手当を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 理事報酬は、毎月1日から月末までの本給を当該月の25日に支給する。ただし、支給日が休日・祝日にあたるときは、その前日に支給する。

2 法令に基づき、理事報酬から控除すべき金額がある場合には、その理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

3 役員賠償責任保険の個人負担分の保険料については、理事報酬から控除するものとする。

4 理事報酬は、原則として銀行口座等への振込みによって支給することとする。

(報酬の決定基準)

第5条 理事報酬は、別表に基づき、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という)に在職する常勤理事に対して、それぞれ6月15日及び12月10日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの支給日現在において定めた本給に6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて算出した額に、支給日の前月以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、その割合を乗じて得た額とする。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、第2条に規定する常勤理事が任期を満了、在任中死亡、又は辞任届を受理されたときに支給する。

2 退職慰労金は、本給に別表に定められた支給率を乗じて計算し支払う。ただし、非常勤理事は支給しない。

(通勤手当・住居手当)

第8条 通勤手当の支給は職員給与規則第13条、住居手当の支給は同規則第14条の規定をそれぞれ準用する。

(非常勤理事報酬)

第9条 非常勤理事報酬は、第5条の規定を準用する。

2 非常勤理事報酬は、別表に定める額とし、銀行口座等への振込みによって支給することとする。

(日割計算)

第10条 新たに理事になった者には、その日から報酬(期末手当は除く。以下この条について同じ。)を支給する。

2 理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 理事が死亡により退職した場合には、その日までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日までに支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附則

1 この規則は、公益社団法人福島県看護協会の設立の登記の日から施行する。

従来までの「常勤役員の報酬等規程」及び「理事報酬等内規」は、これを廃止する。

附則

1 この規則は、平成28年11月22日に改正し、別表の1については平成29年4月1日から施行し、別表の2については平成28年12月1日から施行する。

附則

1 この規則は、令和3年8月27日に改正し、同日から施行する。

附則

1 この規則は、令和3年10月14日に一部改正し、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、令和4年10月20日に一部改正し、令和5年4月1日から施行する。

<別表>

1. 常勤理事報酬

報酬月額

号	本給	役職手当	理事報酬	適 用	
第1号	300,000円	75,000円	375,000円	代表理事 (常勤)	1名 (会長)
第2号	300,000円	60,000円	360,000円	業務執行理事 (常勤)	1名(専務理事)
第3号	300,000円	60,000円	360,000円	業務執行理事 (常勤)	1名(常務理事)

2. 非常勤理事報酬

報酬日額

号	金 額	適 用	
第1号	5,000円	その他理事(非常勤)	16名以内

※ 定款第21条(役員の設定)の規定の範囲内で人数の変更があり得る。

3. 常勤理事退職慰労金支給率表

任期满了・辞任		在任中死亡	
勤務年数	支給率	勤務年数	支給率
		0	2.7
1	1	1	3.6
2	2	2	4.5
3	3	3	5.4
4	4	4	6
5	5	5	7.5
6	6	6	9
7	7	7	10.5
8	8	8	12
9	9	9	13.5
10	10	10	15
11	11.1	11	16.65
12	12.2	12	18.3
13	13.3	13	19.95
14	14.4	14	21.6
15	15.5	15	23.25

※12か月未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。

ただし、通常総会で選任され、異なる年度の通常総会で任期满了又は辞任により退職する場合において、その勤務期間の最終年の勤務日数に12か月未満の端数があるときは、これにかかわらず、その端数を切り上げる。

※退職手当支給率表に定める勤務年数を超えて勤務する役員の支給率については、それぞれの区分ごとに規定する最高勤務年数 15 年の支給率と同率の支給率とする。

4. 理事報酬の総額上限

総額上限（年額）	備 考
22,500,000 円	平成 24 年度通常総会議決

監事報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人福島県看護協会（以下「本会」という。）の監事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において監事とは、社員総会で選任された非常勤の監事をいう。

(報酬の種類及び支給方法)

第3条 監事報酬は、別表に定める額とし、銀行口座等への振込みによって支給することとする。

2 法令に基づき、監事報酬から控除すべき金額がある場合には、その監事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

3 役員賠償責任保険の個人負担分の保険料については、監事報酬から控除するものとする。

(報酬の決定基準)

第4条 監事の報酬は、別表に基づき、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

(補則)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、監事の下承を得て会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公益社団法人福島県看護協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年11月22日に改正し、平成28年12月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年1月19日に改正し、平成29年1月19日から施行する。

2 この規則は、令和2年1月23日に一部改正し、同日から施行する。(別表 第1号)

附 則

1 この規則は、令和3年8月27日に改正し、同日から施行する。

附則

1 この規則は、令和3年10月14日に一部改正し、令和4年4月1日から施行する。

<別表>

1. 報酬日額

号	金額	適用	
第1号	15,000円	会計制度等に精通した者	2名以内
第2号	5,000円	看護職にある者	1名

※令和3年9月24日監事協議・決定

2. 監事報酬の総額上限

総額上限（年額）	備考
300,000円	平成24年度通常総会議決